

刈谷市電子契約実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、刈谷市が発注する建設工事等に係る電子契約の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子契約書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約内容を記録した電磁的記録により作成する契約書、覚書その他の当事者双方の合意を文書化したものという。

(2) 電子契約

電子契約書により契約を締結する方法をいう。

(3) 電子署名

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(4) 契約担当者

刈谷市契約規則（昭和40年規則第10号。以下「契約規則」という。）第2条第1号に規定する契約担当者をいう。

(5) 契約者

契約規則第2条第2号に規定する契約者をいう。

(6) 電子契約サービス

サービス提供事業者（刈谷市の委任に基づき電子署名に係るサービスを提供する事業者をいう。以下同じ。）が契約担当者及び契約者の指示を受けて、電子契約書にサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を付与する事業者署名型（立会人型）電子契約サービスをいう。

(7) アカウント

電子契約サービスに接続するための権利をいう。

(8) パスワード

電子契約サービスに接続するために必要となる符号をいう。

(9) タイムスタンプ

サービス提供事業者が電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻証明をいう。

(10) 承認者

刈谷市の職員のうち、電子契約書が決裁を受けたものと相違ないことを確認する者をいう。

(11) 担当者

刈谷市の職員のうち、電子契約サービスに電子契約書をアップロードする等、電子契約サービスを利用した契約手続の実務を行なう者をいう。

(電子契約の対象)

第3条 電子契約は、契約に関する業務を契約検査課又は水道課が行う次に掲げるものを対象とする。

- (1) 建設工事
- (2) 測量、調査、設計及び監理の工事関係委託
- (3) 刈谷市工事施行に関する事務取扱要領第2条第1号に規定する委託業務のうち、その他委託の一部（樹木管理業務委託及び公園管理業務委託等をいう。）
- (4) 刈谷市物品購入等事務取扱要領に規定する物品の購入及び修繕

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約は、電子契約の対象としない。

- (1) 書面で行うことが法令等で規定されている契約
- (2) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

(利用の申出)

第4条 電子契約を希望する契約者は、電子契約サービスを利用する前に、電子契約利用申出書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(電子契約サービスの運用管理)

第5条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、契約検査課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスの各アカウントに係る利用権限の設定に関すること。
- (2) 電子契約サービスの利用手続に関すること。
- (3) その他電子契約サービスを適正かつ円滑に運用するために必要なこと。

(アカウント等の取扱い)

第6条 電子契約サービスのアカウントは、運用管理者が設定し、各課等の長又は施設長に付与する。

2 アカウントの変更は運用管理者が行う。

3 アカウントの取扱いは、各課等の長又は施設長が適正に行う。

4 パスワードの管理、設定及び変更は、各課等の長又は施設長が行い、パスワードを当該各課等の職員以外の者に知られないように厳重に管理しなければならない。

(承認者の設置)

第7条 各課等に承認者を置き、各課等の長又は施設長をもってこれに充てる。

2 各課等の長又は施設長が指名する者は、前項の承認をその指定する各課等又は施設の職員に行わせることができる。

(電子契約サービスの利用方法)

第8条 契約担当者及び契約者は、利用する電子契約サービスのサービス提供事業者が定める利用方法に従って利用しなければならない。

2 電子署名は、契約者、契約担当者の順序で付与することとする。

(変更契約)

第9条 契約担当者は、原契約が電子契約によるものか否かにかかわらず、電子契約によりその変更契約をすることができる。

2 電子契約による原契約の変更契約を書面により行うことができる。

(障害発生時の対応)

第10条 電子契約サービスのシステム障害、広域停電等により電子契約サービスが利用できない場合の契約締結方法は、第4条の規定による利用の申請があった場合についても書面によることとする。

(電子契約書の保存)

第11条 電子契約書の正本は、電子契約サービスに保存される電子契約書とする。

- 2 電子契約サービスからダウンロードしたデータを保存する等、前項の規定による保存以外の保存方法であっても、電子契約書の有効性を妨げるものではない。ただし、電子契約書の有効性に関する法令等の規定に違反する場合においては、この限りでない。

(電子契約書に関する特則)

第12条 電子契約書において、当該電子契約書中「この契約締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有する。」（その他これに類する文言を含む。）とあるのは、「この契約締結を証するため、発注者及び受注者が電子署名を行い、各自当該電子契約書を保管するものとする。」と読み替えるものとする。

(事故等の報告)

第13条 契約者は、電子契約サービスの不正な利用若しくはそのおそれがあると認められる場合又は障害を発見した場合には、速やかに運用管理者に報告し、運用管理者の指示に従うものとする。

- 2 運用管理者は、前項の規定による連絡を受け、又は自ら電子契約サービスの障害を発見した際には、速やかにサービス提供事業者に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。